

## 第20号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

品川区長 濱 野 健

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正す  
る条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年品川区  
条例第33号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第20条 職員の健康および福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の  
維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間およびそれ以外の時間におい  
て行う業務の量の適切な管理その他職員の健康および福祉の確保を図るた  
めの措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する  
特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条に規定する指針に基づき、人  
事委員会の承認を得て、規則で定めるところにより行うものとする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（説明）幼稚園教育職員の業務量の適切な管理等を行う必要がある。